

議案第36号説明資料

令和5年8月30日

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2
参 考	3～5

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)による、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)が一部改正され、個人番号カードに記録されている電子証明書について、スマートフォン(移動端末設備)にも電子証明書を搭載することが可能となったことに伴い、所要の整備を行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) スマートフォン(移動端末設備)による交付申請の規定の追加

個人番号カードに記録されている電子証明書について、スマートフォン(移動端末設備)にも電子証明書を搭載することが可能となりました。これにより、コンビニ交付による印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードに加え、スマートフォン(移動端末設備)に記録されている利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加します。

(2) 施行日

公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

※スマートフォン(移動端末設備)用利用者証明用電子証明書によるコンビニ交付のサービス開始日から施行(国のシステム対応は令和5年内を予定)。

大磯町印鑑条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u></p> <p>第12条～第22条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第10条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。</u></p> <p>第12条～第22条 省略</p>

<参 考>

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律等の関係する法律の改正を行った。

【令和3年5月19日公布】

2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 新旧対照表 一部抜粋

【令和5年5月11日施行】

(下線部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(個人番号カード用署名用電子証明書の発行)</u></p> <p>第3条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を經由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書(署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であって、<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)</u>に記録するもの(以下「<u>個人番号カード用署名用電子証明書</u>」という。)の発行の申請をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(署名用電子証明書の発行)</u></p> <p>第3条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を經由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書(署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の発行の申請をすることができる。</p>

2～8 省略

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行)

第 16 条の 2 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であって、移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2～8 省略

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第 22 条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）であって、個人番号カードに記録するもの（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2～8 省略

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第35条の 2 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者（当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限る。）は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であって、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録する

(新規追加)

(利用者証明用電子証明書の発行)

第 22 条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

(新規追加)

<p><u>もの（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。</u></p> <p>2～8 省略</p>	
---	--

3 用語説明

用語	説明
電子証明書	インターネットを使ったオンラインでの各種手続きや、インターネットサイトにログインを行う際に、間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類があります。
署名用電子証明書	インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します（例 e-Tax等の電子申請）。作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを証明することができます。 暗証番号は、英数字6～16桁を設定します。
利用者証明用電子証明書	インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用します（例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書の交付）。ログインした者が利用者本人であることを証明することができます。 暗証番号は、数字4桁を設定します。